



農業制度資金の御案内



高病原性鳥インフルエンザの 影響を受けている農業者の皆様へ

高病原性鳥インフルエンザの影響を受けた農業者を支援する運転資金として次の農業制度資金がありますので、最寄りの融資機関、支庁・農林振興局（農業改良普及センター）、日本政策金融公庫宮崎支店等へ御相談ください。

● 家畜疾病経営維持資金

対象者：高病原性鳥インフルエンザの発生により、家さんの殺処分や移動の制限、売上の減少などの影響を受けた畜産経営者
資金使途：家畜の導入、飼料・営農資材などの購入、雇用労賃の支払いなど畜産経営の再開・継続・維持に必要な営農経費
借入限度額：＜経営再開資金＞個人 2,000万円、法人 8,000万円
＜経営継続資金または経営維持資金＞家さん 5.2万円（100羽あたりの限度額）
貸付金利：経営再開資金又は経営継続資金 無利子、経営維持資金0.425%
（令和7年11月19日現在）※市町村による利子補給があった場合
償還期限：7年以内（うち据置期間3年以内）
お問合せ先：最寄りの融資機関、支庁・農林振興局（農業改良普及センター）
※R7年度より、クイック融資メニューが追加。詳細は別添チラシ参照。

● 経済変動・伝染病等対策資金

対象者：高病原性鳥インフルエンザに対する蔓延防止措置のための行政処分又は指導等により、当該措置を受けた農業者及び高病原性鳥インフルエンザ発生の影響による農畜産物価格下落等の影響を受けて農業経営の維持安定に支障を来している又は来すおそれがある農業者
資金使途：農業経営の維持安定に要する営農経費（※生活費及び負債の借換えは対象外）
借入限度額：300万円
貸付金利：1.25～1.35%（貸付開始から6年目以降は3.35%）
償還期限：7年以内（うち据置期間3年以内）
お問合せ先：上記の資金に同じ

● 農林漁業セーフティネット資金

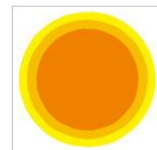
対象者：認定農業者等で一定の要件を満たす農業者
資金使途：農業経営の維持安定に要する営農経費（※生活費及び負債の借換えは対象外）
借入限度額：一般 600万円
特認 年間経費等の6/12以内
（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）
貸付金利：1.25～1.95%（令和7年11月19日現在）
償還期限：15年以内（うち据置期間3年以内）
お問合せ先：日本政策金融公庫宮崎支店農林水産事業、上記の資金に同じ

お問合せ先（電話番号）一覧

- ◇ 中部農林振興局(宮崎市)
地域農政企画課：0985-26-7279
普及センター：0985-30-6121(国富町)
- ◇ 南那珂農林振興局(日南市)
農政水産企画課：0987-23-4312
普及センター：0987-21-9550
- ◇ 北諸県農林振興局(都城市)
地域農政企画課：0986-23-4507
普及センター：0986-38-1554

- ◇ 西諸県農林振興局(小林市)
地域農政企画課：0984-23-3165
普及センター：0984-23-5105
- ◇ 児湯農林振興局(高鍋町)
地域農政企画課：0983-22-1364
普及センター：0983-43-2311(西都市)
- ◇ 東臼杵農林振興局(延岡市)
農政水産企画課：0982-32-6135
南部普及センター：0982-68-3100(日向市)
北部普及センター：0982-32-3216

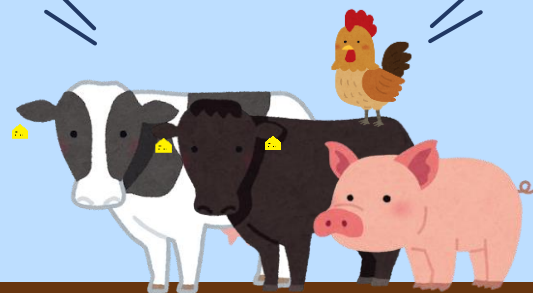
- ◇ 西臼杵支庁(高千穂町)
農政水産課：0982-72-2108
普及センター：0982-72-2158
- ◆ (株)日本政策金融公庫宮崎支店
農林水産事業：0985-29-6811



日本の
ひなた
宮崎県

家畜疾病経営維持資金 クイック融資メニュー

重大疾病発生時の
セーフティネット



クイック融資メニューはこんな資金です

ポイント. 迅速な資金融通により、疾病発生直後の資金繰りを支援します！

対象疾病※¹の発生に伴う家畜等の処分により、経営停止などの深刻な影響を受けた畜産農家※²向けに、迅速な資金の融通※³を支援します。

貸付対象	対象疾病発生農家※ ²
貸付限度額	手当金等交付見込額(上限3億円)※ ⁴ ⇒家畜1頭羽当たりの単価×処分頭羽数
償還期限	2年以内(一括償還) <u>手当金等を受けたら 償還期限にかかわらず速やかに償還</u>
貸付金利	無利子
その他の支援	保証料免除※ ⁵
融資機関	○民間金融機関 農協、銀行、信用金庫、商工中金 等

○ 家畜1頭羽当たりの単価(主なもの)

肉用牛	552,532円
乳用牛	296,822円
繁殖豚(雌)	71,936円
肥育豚	16,030円
採卵鶏	839円
肉用鶏	374円

※¹ 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の特定家畜伝染病が対象となります。

※² 発生農家であっても、以下の場合には対象になりません。

①対象疾病のまん延につながる行動をとったり、まん延防止措置に協力しないなどの疑いがある場合

②通報遅延や飼養衛生管理基準不遵守の疑いにより、手当金等が20%を超える減額が見込まれる場合

※³ 債務保証の利用等、個々の利用条件により異なりますが、最短で数週間から1か月を想定しています。

※⁴ 過去の手当金等交付時の評価実績額に0.8を乗じて得た畜種ごとの1頭羽当たりの単価に処分頭羽数を乗じて計算します。

※⁵ 農業保証保険制度による債務保証を利用する場合は、農家が負担する保証料を免除します。

まずは、地域の金融機関、普及指導員、都道府県担当部局にご相談を!!

alic 農畜産機構
独立行政法人 農畜産業振興機構

中央畜産会
JAPAN LIVESTOCK
INDUSTRY ASSOCIATION